

トヨタ過労死裁判の判決を生かせ

日本共産党

QC活動などは労働時間！

「判決の趣旨にそって労働基準行政を行う」と画期的答弁

3月27日、参議院労働委員会で日本共産党の小池晃議員は、QCなどの小集団活動を労働時間として認めるよう厚労省の姿勢をたどしました。トヨタ過労死裁判で、国は「小集団活動、創意くふう提案、QCサークルなどは業務と評価すべきでない。労働時間から除外すべきだ」と主張していました。しかし、名古屋地裁は「業務と判断する」との判決をくだし、過労死を認めただけです。国は控訴せず、これを是認しました。



質問をする小池議員

「ルール変更されるか不明」と反省のないトヨタ

ところが、トヨタは「自主活動に対するルールが変更されるかどうかは不明」として、判決後もQC活動などを労働時間と認めようとしません。小池議員は、労災の判断だけでなく、労働時間の算定にもこの基準を適用するよう求めました。

舛添厚労相は判決を引用して「指揮命令下において業務命令が下されたと考えられる可能性があるときは労働時間として算定する。判決の趣旨に沿って労働基準行政を行っていききたい」と答えました。これは直接業務命令がなくても、上司が在社して、命令が下される可能性があるだけで労働時間とみなされるということです。この答弁により、ほとんどの小集団活動が労働時間と見なされ、企業は時間外手当を払わなければならなくなります。



不払い残業問題などで政府と交渉する佐々木衆院議員、せこゆき子、八田ひろ子ら（08, 03, 17）

誰もが安心して働けるルールを

日本共産党愛知県委員会は、政府交渉をおこない「QC活動を時間外とみなす根拠になっている通達（1951年）を廃止し、すべて時間外労働にあたることを明記した新たな通達を出すこと。企業には、不払い労働の賃金を支払うよう指導を」と申し入れました。

これに対し、厚労省は「今回の判決で示されたことを基本として今後考えていきたい。トヨタ自動車が改善姿勢をしめさないことについては今後検討していきたい」と答えました。日本共産党は、誰もが安心して働けるルールをつくるよう全力でがんばります。

国政事務所ニュース

2008年4月号外

発行：日本共産党国会議員団愛知県事務所 URL <http://www.jcp-aichi.jp>
〒460-0007 名古屋市中区新栄3-12-27 電話 052-261-3461

日本共産党の見解を紹介します。ご意見、ご感想をお寄せ下さい。